

告 示

埼玉県告示第二百八十二号

平成二十五年埼玉県告示第四百六十七号（埼玉県の指定金融機関、指定代理金融機関及び収納代理金融機関について）の一部を次のように改正し、平成三十一年四月一日から施行する。

平成三十一年三月二十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

収納代理金融機関の表様沢農業協同組合の項を削る。